

要介護認定申請における

第2号被保険者（40歳～64歳）の医療保険加入書類の提出方法について

1 概要

これまで、医療保険に加入している40歳から64歳の第2号被保険者が要介護（要支援）認定申請をする際は、健康保険証の写しの提出をお願いしておりました。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行します。

なお、**現行の健康保険証が利用可能な令和7年12月1日までは（健康保険証の有効期限が令和7年12月1日以前の場合はそれ以前まで）は現行通り健康保険証の写しの提出でも可能**ですが、要介護認定申請における第2号被保険者の医療保険加入書類の提出について、周知します。

2 医療保険加入書類の提出について

（1）マイナ保険証を保有している場合

①～③のいずれかの**写しをご提出**ください。

①マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」

（スクリーンショット等を印刷したもの）

②医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」

③医療保険者が発行する「資格確認書」

（2）マイナ保険証を保有していない場合

医療保険者が発行する「資格確認書」の**写しをご提出**ください。

◎提出できる上記の書類がない場合

申請受付はできないため、全ての書類を整えたうえでご申請ください。

何かしらの理由により上記の書類をご用意できない場合は、認定審査グループへご連絡ください。

〈問い合わせ先〉

豊島区福祉部介護保険課認定審査グループ

TEL03-3981-1368